

令和5年(ワ)第25532号 損害賠償請求事件

原告 後藤徹

被告 鈴木エイト

準備書面2 (原告)

令和6年1月31日

東京地方裁判所 民事第34部合議乙C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信

同 弁護士 中 山 達 樹

準備書面1の補足 -本件発言(被告発言(1)~(5))による事実の摘示-

原告は、訴状訂正申立書において本件発言(被告発言(1)~(5))の事実の摘示につき、「原告の訴えている拉致監禁による被害は『ただの引きこもり』によるものであって嘘の演技である」としていたが、改めて準備書面1で回答したとおり、以下の2つの命題(命題A及び命題B)で表される前提的事実ないし黙示的事実の摘示があるとして整理する。

【命題A】「原告は、拉致監禁を伴う強制棄教を目的としたディ
プログラミングの被害者ではない」

【命題B】「原告及び被害者の会の活動は、家庭連合に仕組まれた
ものであり、被害を捏造し、虚偽の演技によるものである」

以上